

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO. 274 号 / H27. 2. 4 発行

## ◆1月1日から相続税が大幅に変わりました ご存知ですか？基礎控除引下げ、税率等が変更しに…

### I. 遺産に係る基礎控除額が大幅に引き下げられました。

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

【例】 法定相続人が配偶者と子供2人の場合

$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = \underline{4,800万円}$  (遺産に係る基礎控除額)

【例】 正味の遺産額が8,000万円で妻と子供2人が法定相続人通りに相続した場合

(正味の遺産額)	(基礎控除額)	(課税遺産総額)
8,000万円	$3,000万円 + 600万円 \times 3$	$8,000万円 - (3,000万円 + 600万円 \times 3) = 3,200万円$

妻 (1/2) 1,600万円 (×税率15%) - 50万円 = 190万円…①

子 (1/4) 800万円 (×税率10%) = 80万円…②

子 (1/4) 800万円 (×税率10%) = 80万円…③ ①+②+③ = 350万円

### II. 相続税の税率が変わりました。(最大税率50%→55%に)

区 分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下
税 率	10%	15%	20%	30%
控除額	—	50万円	200万円	700万円
区 分	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税 率	40%	45% ※改正	50%	55% ※改正
控除額	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

### III. 税額控除が引き上げられました。

未成年者控除…相続人が20歳未満の場合、20歳に達するまで1年につき10万円が控除 (改正前/6万円)

障害者控除…相続人が障害者の場合は、85歳に達するまで1年につき10万円 (特別障害者の場合は20万円) が控除されます。(改正前/6万円・障害者は12万円)

※お問い合わせは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/佐藤、山本、滝沢、大橋) まで。

## ◆平成26年度所得税・消費税等の

### 確定申告相談を当所窓口開設中

当所では、経営指導員、記帳専任職員による相談窓口を設置しています。所得税、消費税の確定申告や税に関するあらゆる相談受付を随時行っています。お気軽にご相談ください。

※ご相談は、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／滝沢、大瀧、佐藤、山本）まで。

※三条税務署では下記のとおり特設相談窓口を開設します。税務署（三条市南新保4-9）では期間中、所得税、消費税及び贈与税の確定申告の相談受付は行っていませんのでご注意ください（申告書の提出・用紙の配布については税務署でも行っています）。

○開設期間 平成27年2月16日（月）～3月16日（月）9:00～16:00

※土・日祝日は開設していません。

○場 所 リサーチコア6階 研修室（三条市須頃1-17）

## ◆青色申告無料納税相談会のご案内

3月2日（月）・3日（火） 9:30～15:30

会 場／加茂商工会議所会議室

【当日ご持参いただくもの】

1. 申告関係書類
2. 前年度の確定申告書、決算書または収支内訳書の控え
3. 各種控除証明書、源泉徴収票
4. 印鑑

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／滝沢）まで。

## ◆会議所2月の主な行事予定

5日（木） ・サービス部会／インターナショナル ギフトショー視察（～6日）	20日（金） ・労務相談会 10:00～ ・地区委員全体会議 18:00～
8日（日） ・青年部主催／ 第3回冬季かもリンピック 10:00～	21日（土） ・日商PC検定 9:00～
9日（月） ・丸経審査会 12:00～	22日（日） ・2・3級簿記検定試験 9:00～
10日（火） ・日本政策金融公庫相談会 10:00～ ・正副会頭会議 12:00～	23日（月） ・商業部会役員会 12:00～ ・人権啓発セミナー 13:30～
16日（月） ・法律・税務相談会 10:00～	25日（水） ・常議員会 12:00～
18日（水） ・1・3級販売士検定試験 9:30～ ・信用保証協会定例相談会 10:00～ ・経営・創業相談会 10:00～ ・販売力強化セミナー 14:00～	28日（土） ・北越戊辰戦争／加茂軍議特別番組放映 （UX新潟テレビ21） 16:30～ タイトル「長岡城を奪還せよ！ ～林修が迫る河井継之助の真実」

## ◆マル経融資のご案内

車両入替、諸経費支払等々 柔軟に対応  
**無担保・無保証人・保証料なし**  
**1.35%**

◎融資限度額 2,000万円

◎返済期間 運転資金7年(据置1年以内) 設備10年(据置2年以内)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/大橋、佐藤、山本) まで。

## ◆無料定例相談会のご案内 ～秘密厳守/完全予約制～

- |                |          |                   |
|----------------|----------|-------------------|
| ・日本政策金融公庫相談会   | 2月10日(火) | } いずれも10:00～12:00 |
| ・法律/税務、事業承継相談会 | 2月16日(月) |                   |
| ・新潟県信用保証協会     |          |                   |
| /経営、創業相談会      | 2月18日(水) |                   |
| ・労務相談会         | 2月20日(金) |                   |

※日程が合わない場合はご相談ください。専門家の日程を再調整いたします。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/佐藤、山本、大橋) まで。

## ◆健康診断・人間ドックのご案内 ～会員特別受診料補助あり～

- ・健康診断→受診料一部補助      ・人間ドック→1名につき2,000円補助

当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時 (会場は、加茂市産業センターです)
(一社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	3/16(月) (午前の部のみ) 9:00～11:00

※詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/大瀧) まで

## ◆長岡城奪還をたどる 北越戊辰戦争「加茂軍議」を再現 UX新潟テレビ21にて放映!!

**2月28日(土) 16:30～17:25**

北越戊辰戦争の折、当時、長岡藩軍事総督だった河井継之助の長岡城奪還の足跡をたどる特別番組が放映されます。番組では、当商工会議所の西村一博副会頭(西村税理士事務所/所長)と田辺敏夫監事(榊田辺喜平商店/社長)が両替商の加茂商人役として出演しています。ぜひご覧ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/明間、高畑) まで。

## ◆加茂山古道ポスター 色あせていませんか？

～春の観光シーズンを前に ぜひ交換をお願いします～

加茂山古道の魅力を市内外にアピールするために配布した「加茂山古道ポスター」は大変好評をいただいています。昨年5月配布以来、多くの事業所から掲示していただいています。半年以上が経過し色あせや汚れも目立つようになりました。ご希望の事業所には新しいものをお渡ししますので当所までご連絡ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大瀧）まで。

## ◆消費税転嫁対策・営業力強化セミナー

### 「想い」が伝わるチラシ作成講座

～120分でおお客様の記憶に残るチラシ作り～

- ・日 時／平成27年2月18日（水）14:00～16:00
- ・場 所／加茂商工会議所会議室
- ・講 師／大谷更生総合研究所 代表 大谷更生 氏
- ・参加料／会員1,000円 非会員3,000円
- ・内 容／①チラシ作成のコツ ②30分で誰でも作れるチラシ作成実習 他

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本）まで。

## ◆改正！相続税・贈与税セミナー

～他人ごとではありません。課税者が大幅に増加します。～

- ・日 時／平成27年3月6日（金）13:15～14:45
- ・場 所／加茂商工会議所会議室
- ・講 師／西村税理士事務所 所長 西村一博 氏
- ・参加料／無 料
- ・内 容／①相続税・贈与税、何が大幅に改正されたのか？ ②基礎控除額大幅な引き下げ 他

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本）まで。

※切らずにこのまま FAX してください

上記セミナーに参加ご希望の方は、下記申込書にご記入の上お申し込みください。

(FAX : 52-4100)

事業所名		参加者名	
住 所		電話番号	
【参加希望のセミナーに○印をつけてください】			
1. 消費税転嫁対策・営業力強化セミナー		2. 改正！相続税・贈与税セミナー	